

小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務委託

公募型プロポーザル 応募要領

令和2年7月

小樽市生活環境部環境課

目 次

1	業務名	1
2	業務の目的	1
3	業務委託の概要	1
4	日程及び期限	2
5	参加資格	2
6	企画提案書等の提出	3
7	仕様書・様式等の交付方法	4
8	仕様書等に関する質問の受付及び回答	4
9	選定方法等	4
10	契約手続等	5
11	その他留意事項	5
12	提出先・問合せ先	6
13	評価基準表	7
14	各種様式	8

※本公募は令和2年度小樽市一般会計補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続を行うものである。このため、補正予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上、応募すること。

小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務委託の内容及び該当業務に係る公募型プロポーザル方式の要件、手続、審査等の内容については、次のとおりとする。

1 業務名

小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務

2 業務の目的

地球温暖化防止のため、子どもから大人まで幅広く市民に対し、家庭や学校、職場など日々の生活の中でCO2排出を削減する賢い選択「COOL CHOICE」の重要性について理解を促し、実践に結びつけることを目的として実施する。

3 業務委託の概要

(1) 業務内容

A. 多様な媒体を利用した「COOL CHOICE」普及啓発

- ① 交通広告による啓発の実施（ラッピングバスの運行）
- ② 「COOL CHOICE」動画の配信
- ③ SNSを利用したインターネット広告等による普及啓発
- ④ 普及啓発パンフレット・ポスター・その他の広告媒体による普及啓発

B. 「COOL CHOICE」普及啓発イベントの実施

「COOL CHOICE」塗り絵&我が家のエコアイデア展覧会

C. 「COOL CHOICE」賛同募集

※詳細は別紙、小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和3年2月12日（金）まで

(3) 事業費

5,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

(4) 委託料に含める経費

本業務に係る経費は、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）交付規定（令和2年4月13日付け地循社協第0204131号）

に定める補助対象経費（賃金、諸謝金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、雑役務費、使用料及び賃借料及び消耗品費）とする。なお、諸謝金上限（11,300円/h）があること及び販促品（ノベルティ）は補助対象外であるため留意すること。

(5) 支払方法

受託業者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(6) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
プロポーザル公告	令和2年7月15日（水）
仕様書等の交付	令和2年7月15日（水）～令和2年8月20日（木）
質問の受付	令和2年8月17日（月）午後5時20分まで
質問の回答	随時（最終回答 令和2年8月19日（水）までに回答）
企画提案書等の提出期限	令和2年8月20日（木）午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和2年8月25日（火）
審査結果の通知	令和2年8月27日（木）まで
委託契約の締結	令和2年9月下旬

5 参加資格

- (1) 小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録しており、「企画設計等業務委託」の登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 小樽市内に本店又は支店を有している法人であること。
- (4) 小樽市税に滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的

に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

- (7) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書(様式1)
- ② 業務実施体制(様式2)
- ③ 業務実績調書(様式3)
- ④ 企画提案書(様式4)
- ⑤ 見積書(任意様式)
- ⑥ 会社概要(任意様式)
- ⑦ 誓約書(様式5)
- ⑧ 登記簿謄本(登記事項全部証明書)(写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑨ 小樽市税に滞納がないことの証明書(写し可。提案書提出日前1か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑩ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑪ 決算報告書等(申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。)

(2) 企画提案書等の記載事項

- ① 業務実施体制(様式2)は、業務を実施するための適切な体制を提示すること。
- ② 業務実績調書(様式3)は、過去の類似業務の実績について記載すること。
- ③ 企画提案書(様式4)には、小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務仕様書参照の上、別紙(任意様式)で下記の事項を提示すること。
 - A. 多様な媒体を利用した「COOL CHOICE」普及啓発
 - ① 交通広告(ラッピングバス)のラフ図案
 - ② 「COOL CHOICE」動画の構成イメージ
 - ③ SNSを利用したインターネット広告等による普及啓発の具体的な内容
 - ④ 普及啓発パンフレット・ポスター等のタイトル、レイアウト、構成イメージのラフ図案
 - B. 「COOL CHOICE」普及啓発イベントの実施
 - ① 「COOL CHOICE」塗り絵&我が家のエコアイデア展覧会の具体的な内容。

C. 「COOL CHOICE」賛同募集

目標賛同数（企業及び団体からは30社以上、市民（個人）からは300人以上）を得るための効果的な方法を提示してください。

(3) 提出部数

- ・ 正本は、上記（1）の①～⑪の構成で一式とし、1部提出すること。
- ・ 副本は、上記（1）の②～⑥の構成で一式とし、9部提出すること。

※④企画提案書表紙及び⑤見積書は、正本1部のみ押印し、副本9部は複写とする。

(4) 提出期限

令和2年8月20日（木）午後5時20分まで

(5) 提出方法

持参による

(6) 注意事項

提案書の提出期限後の追加資料の提出及び差し替え、再提出は認めません。

7 仕様書・様式等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

<ホームページアドレス> : <http://www.city.otaru.lg.jp/>

8 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

質問書（様式6）を、ファクシミリ又は電子メールで小樽市生活環境部環境課へ送信してください。また、送信後に、電話で着信を確認してください。（送信先及び確認連絡先は、「12 提出先・問合せ先」を参照してください。）

(2) 回答方法

質問書への回答については、令和2年8月19日（水）までに行うものとします。なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答することとし、併せてその内容について小樽市ホームページに掲載することとします。

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに100点満点で

審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(3) ヒアリングの実施

説明時間は1事業者につき30分程度（内容説明15分程度、質疑応答15分程度）を予定しています。なお、詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「5 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽があった場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

(6) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知します。

なお、選定結果及び選考の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては応じません。

10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、受託業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがあります。
- (4) 提出された提案書等は、返却しません。

- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とします。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となります。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としません。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄してください。
- (9) 参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。
- (10) 本事業に係る令和2年度小樽市一般会計補正予算が成立しなかったときは、契約は締結しません。

1 2 提出先・問合せ先

小樽市生活環境部環境課（別館4階）担当：笈田

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：(0134)32-4111 内線328

FAX：(0134)32-5032

電子メール：kankyo@city.otaru.lg.jp

評価基準表

業務の名称：小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務

評価項目		評価				
		特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
業務経歴等	同種・類似業務の実績	5	4	3	2	1
実施体制	業務に対する理解、取組方針、実施スケジュール	5	4	3	2	1
提案内容	「COOL CHOICE」の主旨について					
	国民運動「COOL CHOICE」の主旨に沿った内容となっているか。	5	4	3	2	1
	「多様な媒体を利用した普及啓発」について普及啓発に効果的なものとなっているか					
	交通広告による啓発の実施（ラッピングバスの運行）	15	12	9	6	3
	「COOL CHOICE」動画の配信	15	12	9	6	3
	SNSを利用したインターネット広告等	10	8	6	4	2
	普及啓発パンフレット・ポスター・その他の広告媒体	10	8	6	4	2
	普及啓発イベントについて					
「COOL CHOICE」普及啓発イベントは、効果的で魅力的な企画内容の提案となっているか。（「COOL CHOICE」塗り絵&我が家のエコアイデア展覧会）	15	12	9	6	3	
「COOL CHOICE」賛同募集について						
目標賛同数（企業・団体30社以上、個人300人以上）を得るための方法が効果的なものとなっているか。	10	8	6	4	2	
価 格	事業実施にかかる費用対効果	5	4	3	2	1
市内経済	各種パンフレット及びポスターの印刷は、市内に本店を有する印刷業者を利用又は自社印刷（市内本店）であるか。	5				0
評価の合計 100点						

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

会社・法人等名称

代表者名

印

小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務委託公募型プロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）に記載されている事項を承諾の上、下記の委託に係る企画提案に必要な書類を添えて参加申込みします。

また、応募要領に記載の参加資格要件を満たしていること及びこの申込書記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

委託業務名 小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務

【 連絡先 】

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

業務実施体制

1 総括責任者

総括責任者	職 名	
	氏 名	
本業務での担当 業務内容		
業務経歴等		

2 担当者

担当者	職 名	
	氏 名	
本業務での担当 業務内容		
業務経歴等		

※ 期間中を通して本業務に従事できる総括責任者、担当者を記入すること。

※ 担当者の調書は、担当者的人数に応じて複写し、別葉にて記入すること。

3. 業務体制全体図 別紙のとおり (※任意様式で添付してください。)

業務実績調書

※ 過去5か年（平成27年度～令和元年度）に取り組んだ事業のうち、今回の業務内容と類似しているものがあれば、当業務に生かせるノウハウ等がわかる形で記載してください。

※ 資料添付可

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

提 案 者 住所

会社・法人等名称

代表者名

印

小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務委託公募型プロポーザル応募要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

【提出書類】

 企画提案書別紙【任意様式】 業務工程表【任意様式】

総括責任者

会社・法人等名称	
職名・氏名	
住 所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

誓約書

小樽市長 迫 俊哉 様

私は、小樽市が実施する小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務の公募型プロポーザルの申込みに当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、プロポーザルへの参加資格又は最適な提案者としての資格を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、小樽市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

住 所

会社・法人等名称

代表者名印

質 問 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

住所
 会社・法人等名称
 代表者名

小樽市「COOL CHOICE」推進事業業務に係る公募型プロポーザルについて、下表各項目のとおり質問します。

質問事項	頁	質 問 内 容

※質問事項の例 … 仕様書、企画提案書、業務実施体制など

※A4用紙（片面）とし、必要に応じて複写して使用すること。

※質問内容は簡潔に記載すること。

【担当者連絡先】

所属
 役職氏名
 電話番号
 電子メール